

知床五湖利用調整地区 利用適正化計画（再々修正案）一部抜粋

環境省釧路自然環境事務所
知床五湖の利用のあり方協議会

5 立ち入り認定の手続きに関する事項

(2) 立入認定事務の実施方法

①認定を行う事務所の場所

認定事務を行う事務所は、知床五湖の受付・レクチャー施設（「知床五湖フィールドハウス」）とします。

②受付の方法及び人数調整の方法

ヒグマ活動期については、知床五湖登録引率者に引率された団体利用を基本とし、代表者立入認定申請のみとします。各引率者による団体の立入スケジュールを事前に確定できるよう事前予約制を基本とします。なお、事前予約は先着順としますが、不適正な仮押さえ予約を防止する措置を検討し、講じるものとします。

植生保護期については、代表者立入認定申請、個人の立入認定申請ともに可能ですが、多く利用者が特定の時間に集中するおそれもあることから、立入可能な利用者数の一定割合について、事前予約制度を設けることとします。利用者数の上限も比較的多いため、当日受付の利用者は、先着順とします。のみとします。利用者は、立ち入ろうとする際には、受付・レクチャー施設において、希望する時間のレクチャーを選択し、レクチャーを修了後、立ち入りを行うものとします。このレクチャーは10分ごとに50名の立ち入りを前提として実施します。

(3) 注意事項（利用ガイドライン）

利用者が、知床五湖利用調整地区の利用に際して遵守しなければならない注意事項は、以下のとおりとします。

（略）

○あらかじめ、知床五湖の受付・レクチャー施設（「知床五湖フィールドハウス」）において実施されるレクチャーを受講していること。